

広島県告示第七百十九号

平成十七年広島県告示第千二百二十五号（広島県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例の規定により県の機関が定める保存、作成、縦覧等、交付等及び立入り等に係る帳簿、書類等）の一部を次のように改正する。

ただし、この告示による改正前の平成十七年広島県告示第千二百二十五号一及び二の表の食品衛生法に基づく営業の基準等に関する条例（平成十二年広島県条例第十一号）に係る規定は、令和二年六月一日から令和三年五月三十一日までの間は、なおその効力を有する。

令和二年六月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
一 (略)	条例等	一 (略)	条例等
	公衆浴場法施行条例（昭和二十五年広島県条例第四十五号）		公衆浴場法施行条例（昭和二十五年広島県条例第四十五号）
	(略)		(略)
	(略)		第三十条第二項及び第三十一条第二項
	(略)		(略)
	(略)		(略)
	広島県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和六十年広島県条例第十四号）		別表第一第一号二の基準等に関する条例（平成十二年広島県条例第十一号）
	(略)		(略)
	(略)		(略)
	証紙代金収納計器の取扱い等に関する規則（昭和四十七年広島県規則第十七号）		第九条第一号、第四号（理事及び監事の名簿に限る。）、第六号、第七号（収入支出に関する帳簿に限る。）、第八号、第九号及び第十号
	(略)		(略)
二 (略)	条例等	二 (略)	条例等
	広島県屋外広告物条例		広島県屋外広告物条例
	(略)		(略)

三	
(略)	
(略)	

三	
(略)	
	食品衛生法に基づく営業の基準等に関する条例
(略)	別表第一第一号ハ 6、同号へ(1)(イ) 及び(ロ)並びに(2)(三) 四及び(五)並びに同 表第二号イ